

平成26年度第2回遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会 会議録

日 時：平成27年2月16日(月曜日) 午後3時から午後5時まで

場 所：宮城県行政庁舎 1002会議室

出席委員：國分牧衛，坂井悦子，鈴木由美，西尾剛，三石誠司，山田勝男，渡部憲明

1 開 会

司 会 定刻となりましたので、只今から平成26年度第2回遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会を開催いたします。本日は7名全員の委員にご出席いただいておりますので、委員会設置要綱第5の2の規定により、委員会が成立しますことをご報告いたします。また、本委員会は宮城県情報公開条例並びに先の委員会での協議により公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。開会に当たり、國分委員長よりご挨拶をいただきます。

2 挨拶

國分委員長 今日は過去何度かご議論いただいた「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」の見直しについて、いよいよ改定まで持ち込むということですので、これまでの議論のまとめになります。慎重にご審議いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

司 会 本日の出席者につきましては、名簿に記載のとおりですので、紹介は省略させていただきます。会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、資料1、資料2、資料3、参考資料1、参考資料2、参考資料3となります。お手元がない場合は、事務局へお申し付けください。

これより議事に移りますが、議長につきましては、委員会設置要綱第5に基づき、委員長が議長となることとしておりますので、國分委員長、議事の進行についてよろしく願いいたします。

3 議 事

(1) 遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集・情報提供について

國分委員長 今日はさきほど申し上げましたように、「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」の見直しを中心ですが、その前に、遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集・情報提供について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 資料1をご覧ください。県が実施しました遺伝子組換え作物に関する情報収集及び情報提供について説明いたします。取組内容としては、従来同様ですが、簡単に説明いたします。

一番目ですが、遺伝子組換え作物の栽培計画書の提出に関する周知と情報収集ということで、遺伝子組換え作物の栽培を開始する場合、事前に栽培計画書を県へ提出する必要があることを、公文書やホームページにて広く周知するとともに、開放系ほ場における遺伝子組換え作物の栽培に関する情報がある場合は、県への情報提供を依頼しました。公文書による周知は年2回実施していますが、今回は12月に日本種苗協会の県内関係者の他、大学、市町村、農協などの関係機関宛て送付しております。また、資料2ページのとおり、県ホームページに掲載し周知しています。

次に、遺伝子組換え作物の栽培計画に関する情報提供ですが、さきほどの情報収集の結果、平成27年1月末現在ですが、平成27年度に県内において開放系ほ場での遺伝子組換え作物の栽培計画はありませんでした。また、その結果を県ホームページに掲載し県民へ情報提供しています。この調査は、今回は平成27年6月に実施し、随時、情報の把握に努めて参ります。

なお、東北大学が大崎市にある川渡農場で平成25年まで栽培した遺伝子組換えイネである紫外線耐性イネと紫外線感受性イネについては、平成28年3月31日までの期間で国から試験栽培を承認されていますが、平成27年度は栽培しないことを東北大学へ確認しております。

続いて、本委員会の開催案内及び開催実績については、県庁の県政情報センターや各合同庁舎の県政情報コーナーで閲覧できるようにしております他、こちらも県ホームページにおいて情報を掲載しています。

國分委員長 ご質問、ご意見ありましたら、どうぞ。
ホームセンターへのアクセス数については、わかりますか。

事務局 確認しておりませんでした。また、遺伝子組換えのページへのアクセス数が把握できるプログラムになっているか把握しておりませんでした。

國分委員長 よろしいでしょうか。（委員了解）

（2）遺伝子組換え作物の栽培に関する指針の見直しについて

國分委員長 それでは、今日の本題である「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」の見直しに移ります。少し時間が掛かりますので、二つに分けて進めたいと思います。最終的には指針の見直し案をご提示いただいて、それに関してご意見をいただくのですが、その前に前回までの検討結果、特に、交雑防止や花粉の飛散について、どこまで栽培者に求めるかというのが議論の焦点だったと思います。これらを含めて検討経過をまず復習して、そこを確認した後で、指針の見直し案を事務局から提示していただいて議論するという進め方でいきたいと思います。また、検討項目がいくつかありますので、区切りの良いところで分けて説明いただきたいと思います。まずは、検討経過について説明願います。

事務局 前回の評価委員会での検討結果を確認した後、指針と手引きの見直し最終案、つまり、どのような文言で具体的に改定するのかご説明し、本日、委員会のご了解をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。資料2をご覧ください。前回検討いただいた項目は、交雑確認調査など5項目になります。それぞれの項目について、前回、県が提示した見直し案、そして、それに対する委員会でのご意見、そして、このご意見を受けての県の見直し最終案を記載しています。

はじめに、交雑確認調査から確認いたします。現在、本県の栽培指針や手引きでは、遺伝子組換え作物の栽培者に交雑確認調査の実施を明確には求めておりません。これまでの本委員会における検討内容を受け、県の見直し案としては、指針については、第5の「交雑防止措置」の中に次の内容を追加することを提案いたしました。

1 遺伝子組換え作物の栽培者は、交雑の有無の確認調査を実施し、その結果を県へ報告する。

2 調査方法は別途定める。

併せまして、手引きには、次の1から5の内容を追加することを提案いたしました。

1 調査方法は栽培者が栽培計画書に記載した方法について、県が評価委員会の意見を聴いた上で、栽培計画書の審査結果において個別に通知する。

2 調査費用は、栽培者が負担する。

3 調査を第三者へ委託して実施できる。

4 調査結果の信頼性を確保するため、県は内容を検証できる。検証には評価委員会や専門家の意見を聴く。

5 栽培者は県の検証に必要な資料や情報等を提供する。

以上の県の見直し案について、委員会からはご異議がなく了解をいただきました。つきましては、見直しの最終案としましては、県の当初案のとおり、遺伝子組換え作物の栽培者に対し、交雑確認調査の実施及び結果報告を求めるとし、指針、手引きに追加することとします。

次に、花粉の飛散調査については、現在、本県の指針、手引きには該当する項目はなく、栽培者に調査の実施を求めておりません。そこで、県の見直し案としては、指針には記載しませんが、手引きの中で「隔離ほ場での試験栽培」として国が承認した遺伝子組換え作物、つまり、まだ食品安全性や飼料安全性が承認されていない作物を栽培する者に対しては、花粉の飛散調査の実施を求めると提案いたしました。

これに対し、委員会からは、花粉の飛散調査は大変難しく、国では隔離ほ場での試験栽培でも実施を求めている。また、東北大学ではイネで調査を実施しましたが、これがトウモロコシやアブラナ科では実施は無理である。飛散調査を求めるよりも、交雑防止措置や交雑調査を厳密に実施した方が良く、県民の理解が得られる、といったご意見をいただきました。また、委員会の開催後ですが、委員から提出されたご意見としては、飛散調査の実施を指針に記載し、栽培者の務めとすべきである、という県の見直し案に反対、賛成の両方のご意見をいただきました。これらのご意見を県で検討した結果、最終的には、遺伝子組換え作物の栽培者に花粉の飛散調査の実施を求めないこととしますが、「隔離ほ場での試験栽培」では厳密な交雑確認調査の実施を求めるとします。

次に、遺伝子組換え作物を栽培したほ場での後作物の扱いについては、現在、本県指針には記載がなく、手引きにのみ記載しておりますので、県の見直し案としましては、次の二つを指針に追加することを提案いたしました。

1 遺伝子組換え作物を栽培したほ場で、後作として栽培した作物の収穫物は、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の処理を行う。

2 ただし、前作物の遺伝子組換え作物を開花前に抜き取る場合その他当該ほ場において後作として栽培する作物の収穫物に、遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由がある場合を除く。

以上の県の見直し案に対して、委員会からは、ただし書きの除外要件は具体的に記載せず、簡潔に記載した方が良く、というご意見をいただきました。これを受け、見直しの最終案としましては、委員会のご意見のとおり、除外要件を簡潔にした上で、指針に遺伝子組換え作物を栽培したほ場での後作物

の扱いを追加することとします。

次に、経済的被害への補償についてですが、国の考え方もまだ出されておられませんし、結論を急がなくても良いと考えていますので、県の見直し案としては、現在、指針の第9の指針の見直しに記載されている「知事は、新たな科学的知見や社会状況の変化、遺伝子組換え作物の栽培に起因する被害が生じた場合の補償制度の在り方に対する検討及び本指針の運用結果等を考慮し、定期的開催する評価委員会の意見に基づき見直しを行う」の記載にあるとおり、宮城県としては経済的被害への補償に対して検討していくという意味表示をしておりますので、今回は現状のまま訂正をせず、継続して検討していくことを提案いたしました。

委員会からは、県の案のとおり了解をいただきましたが、後日、委員から提出された意見では、交雑が起きた場合の栽培者責任を明確にし、栽培者が全面的に賠償責任を負うことを指針に明記すべき、というご意見がありました。これらのご意見を受け、見直しの最終案としては、当初の県の案のとおり、指針は変更せず、今後も委員会において経済的被害への補償について検討いただくということにします。

最後に、前回の委員会でご指摘いただきました、不測の事態が生じた場合の県への報告義務が指針、手引きに記載されていない、ということにつきましては、確かに現在の指針では、第4の「栽培に当たって遵守すべき事項」の中の「栽培管理責任者の設置」の項目に、「不測の事態が生じた場合の速やかな情報把握と適正な措置の実施」を栽培管理責任者がしなければならないとしています。この「適正な措置の実施」という表現の中に、県への報告が含まれておりますが、ここは明確に記載すべきと考えますので、見直しの最終案としては、不測の事態が生じた場合、遺伝子組換え作物の栽培者は速やかに県へ報告することを指針、手引きに追加することとします。また、県の定期的なモニタリングが必要ではないかというご意見がありましたが、これについては、事務局が随時実施する現地確認調査の際に実施できると考えます。

以上、事前確認の説明が長くなりましたが、この見直し最終案の内容にて指針、手引きを改定することとし、その具体的な文言については資料3にて説明いたしますが、ここまでの確認について、何かご意見等ございますでしょうか。

國分委員長 項目ごとに確認していきます。最初に、交雑確認については、いかがでしょうか。県の見直し案では、栽培者本人の責任で交雑確認調査を実施することを指針や手引きに追加することとしています。やり方に関しても手引きに追加すると。費用は本人負担ですから、なかなか大変かもしれません。第三者機関へ委託することに関しては、どこが受けるんだという議論もありましたが、ここは明記しないと。このようなりまとめで、よかったですでしょうか。この点は、意見の一致を見ていたかなと思いますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

次に、花粉の飛散調査については、いろんなご意見があったと思います。県の当初の見直し案では、栽培者に花粉の飛散調査を求めるということになっていましたが、ものによっては非常に大変であろうと。昨年度まで東北大学が栽培した遺伝子組換えイネの場合でも大変なのですが、ましてや他殖性

の作物に関しては、数キロメートルも花粉が飛散するというので、規定したところで実際には調査できないだろうという議論がありました。これは、交雑調査をしっかりとやるということで規定するしかないのではないかと議論が終結したと記憶しています。従って、指針では花粉の飛散調査の実施を求めないということにしたいというのが、県側の今回の案です。やはり実施すべきであるというご意見も出ていますが、鈴木委員、いかがですか。

鈴木委員 消費者の立場から言うと、確かに専門家の方々のご意見としては、やろうとしても無理だからやらないという回答かなと受け止めておりますが、消費者から言えば、やり方が難しいからできないというのではなくて、やはり、心配だからやって欲しいという意見が多く占めると思います。この点については、それなりのものを栽培される訳ですから、それなりのリスクを自分の責任として負わなければならないということで、きちんと栽培者の務めとすべきと後日、意見を出させていただきました。

國分委員長 西尾先生、いかがですか。

西尾副委員長 花粉の調査というのは、花粉をトラップして、それが遺伝子組換えの花粉かどうかを調査するという意図です。交雑確認調査は、何メートル離れた植物のところまで花粉が飛んで、その子どもができたかどうかという調査です。それは、見ているのは同じことですので、子どもができたことを確認することによって花粉の飛散調査はできているということでもあります。実際に見たいのは交雑の確認なので、あまり技術的に確立していなくて、信頼性の低い技術をもってやれと言っても、信頼性の低いデータしか得られなければ価値がないと思います。

國分委員長 種苗会社の立場からいかがでしょうか。気になるところだと思っております。

渡部委員 西尾先生が仰るとおりです、実情は。その代わり、さきほど鈴木委員からお話がありましたとおり、消費者目線でいった場合は、花粉と交雑の部分でお話があったら理解しきれののかなとすごく気になりました。

國分委員長 花粉が飛んできて交雑する割合というのがありますよね。花粉が飛んでいても交雑するとは限らない。それがまた作物の種によって極めて確率に幅がある。例えば、3キロメートル先まで花粉が飛んでいても、やろうと思えばできる訳です。それで交雑したかどうかは、また別問題となる。花粉そのものの飛散の状況を調査する意味がどういうものか。確かに遠くまで行っていれば、消費者からすれば、こっちまで来ていると不安だということはある。交雑の可能性はありますよね、花粉が飛んでいけば。可能性を示すことにはなりますよね。

西尾副委員長 交雑率を花粉が何キロメートル飛んだからということから予測することは無理です。要するに信頼性の高い分析結果が得られるかどうかということでもって判断しなければいけない。例えば、花粉を調査しましたが、組換え遺伝子は検出できませんでしたと報告があった時に、それを我々が見て、そ

れを信用できるかどうかということなのですが、大抵あまり信用できないと思います。今回のイネの場合は、よくやられたので、あのようなデータが出ている訳ですけれども、普通は国の機関でもとても求めている。イネですら求めているので、ましてや、トウモロコシだとかアブラナ科だといわれると、これはとても現実的に無理だという印象です。それで、無理なことを求めるのは、やるなと言っているのと同じことなのです。

國分委員長 求められれば、やるにはやるけれども、当てになるかどうかという議論ですね、データが。形としては出てくると思います。1キロにも2キロにも3キロにもトラップを付けて調べてみました。ただ、花粉は360度の方向に行きますから、ものすごい数のトラップを網羅的にやらないと、完璧に調べたとはならない訳です。今回のイネだって、完璧に網羅しているかどうかという問題はありますよね。

西尾副委員長 あれは、子どもの交雑率の調査もやっているから、あのデータは価値がある訳です。

國分委員長 ただし、厳密に言えば、360度と全方位で全面積でやっている訳ではないから、トラップから漏れていっているものはあり得る訳ですよ、現実的に。そこは不可能だと思いますけど、求めたところで。精神としては、しっかりとやって欲しいと思います。私も消費者ですので、理解できます。

鈴木委員 そういう危険性があって、確認もできない実験を隔離ほ場でやる意味というか。

國分委員長 交雑の調査はやりましたね。

西尾副委員長 隔離ほ場の場合は、まだ専門家がやりますので、なんとかそれを技術習得してやる力はあると思うのですが、これを一般栽培者に求めても、それをどこが企画してくれるかといっても、どこもそれを受託してくれるところもない。

鈴木委員 できれば、一般栽培者の方に、こういうものを作っていただきたくないと思いますが、そういう訳にはいかないと思う方がいっぱいいると思います。ナタネのことを考えれば、交雑しているものが発見されていますので、そういう点から考えると、なかなか中身の難しいこういうものに対して、一般の市民や県民が、交雑しているものが見つかったという情報で非常に不安に思うと思います。要するに、こういう指針について、いかに不安を解消できるかという部分の書き込み方や内容について、やはり、消費者としては、そこが安心できるものが欲しいと考えています。専門家の立場から見れば、確かに無意味な部分もあるし、やっても仕方がないというご意見をいただくことについては、私も半分はそうは思っているのですが、やはり、一般の方々から見た時に、これがこのままでよいのかということに関しては、不安を覚えるという気がします。

西尾副委員長 交雑はできた子どもの調査だけでは不十分でしょうか。いわゆる花粉が飛んでできた子どもの調査だけでは不十分でしょうか。

鈴木委員 花粉とはまた別に、遺伝子組換えの花粉が飛んだことによって、交雑してできあがったものがあると。

西尾副委員長 それは割合確実に信頼性高く調査できるし、それを受けてくれるところもあると思いますけど、花粉一粒の分析をやってくださいと委託した時に、どこが受けてくれるか。たぶん、どこもないと思います。

鈴木委員 花粉で難しいということであれば、花粉が交雑してできあがったものについての調査ということで、ある程度の担保ができるということが私たちにとってわかるように。

國分委員長 そこはさきほどの前の項目できちんと要求すると。栽培者に対して確実に交雑の有無について調査しなさいと。第三者機関もこれはあるであろうと。たぶん県も委託を受けることができるのかもしれない。農業・園芸総合研究所ではいかがでしょうか。比較的容易にできるでしょうから。

農業園芸総合研究所 技術はあるのですが。

國分委員長 業務の問題がありますね。むしろ民間の方がよいかもしれませんね。そのような事情で、よろしいでしょうか。よろしくはないかもしれませんが、心情的には納得できないかもしれませんが。

鈴木委員 わかりました。

國分委員長 それでは、次に、後作物の扱いについて、いかがでしょうか。概ね原案どおりなのですが、後作物も遺伝子組換え作物の収穫物と同じように扱うということで、ただし書きの「開花前に抜き取る場合」というところは必要ないのではないかと。いろんなケースが考えられたので、ここは具体的な文言は要らないと、削除しましょうということで合意が得られたと思っていますが、よろしいでしょうか。

渡部委員 一つ気になっているところなのですが、「後作として栽培した作物の」という部分の「後作」が一回なのか二回なのか三回なのかによって、ぜんぜんコンタミが変わってくるのかなと気になりました。

國分委員長 これは議論しましたか。

渡部委員 一切していませんが、ずっと気にはなっていました。

事務局 次期作、次年度作として、次に栽培する部分だけを考えていました。その後のところまでは想定していませんでした。

國分委員長 そうでしたね。どうでしょうか。

西尾副委員長 作物の種類によりますから、なかなか難しいですね。イネとか大豆なら翌年だけでよいですが。

渡部委員 飼料用米の指針としては、二作くらいしないと。

農産園芸環境課長 一作です。種子の原種とか原原種を作る場合のコンタミ防止は、もしも新しいところに飼料用米とか、糯から粳に変えるとかという場合は一作になっています。

國分委員長 夏作物の場合には、宮城では年一作とほぼ100パーセントと考えてよいのですが、二年三作の体系を取る場合に、例えば、大豆、麦類、大豆というときは、二年で三作というケースがあるので、今のような問題がある。例えば、遺伝子組換えの大豆があって、秋から翌年の夏まで小麦だと。それだけでよいかと。その翌年にまた大豆が入ることがありますから、そういう問題は生じ得ますね。ただし、そこを具体的に書く必要があるのかどうか。もし、そういうケースがあった場合でも、評価委員会で調査方法に関して意見を言うことができるという規定はありましたか、指針に。その都度判断するという手もあるのかなと。

事務局 それは、次期作のことについてですか。

國分委員長 例えば、今回のケースは一作だけでよいのか、あるいは二年くらい見た方がよいのかということが言えるのか。言えるのであれば、担保されているのであれば、あえてここで規定しなくても。

事務局 遺伝子組換え作物を栽培したほ場の今後の利用について、栽培実績書に記載することになっています。栽培実績書は評価委員会で評価しますので、意見することはできます。

國分委員長 指針に具体的に書かなくてよいという考えもあり得ます。どうでしょうか。確かにその問題は生じますが、その都度判断するということで、いかがでしょうか。文言はこのままにしておいて。(委員了解)

それでは、次の経済的被害への補償ですが、これは修正なしで継続検討ということになってはいますが、いろいろと難しい問題がありますね。これを指針に書き込むこともできると思うのですが、裁判になることもあるかもしれませんね。三石先生、いかがでしょうか。

三石委員 これは、少なくとも現時点では、安全性に関しては国が承認している訳です。それに対して、栽培者に全責任を負わせるというのは、心情的にはともかく、難しい問題が出てくると思います。例えば、国の承認がおかしかったのではないかという議論もできますし、一方で、開発側のメーカーの責任という問題も出てきます。利害関係者がたくさんいるにもかかわらず、それを全部確認せずに栽培者だけに全責任を負わせるというのは、裁判をやったとし

でも非常にややこしい話になりますので、難しい気がします。正直申し上げると、ヨーロッパでもアメリカでもこのような話は、まだいろいろな事例が少しずつ出始めている段階で、すべてこうだという形にはなっていませんので、私はこの件は継続検討以外にはないと思います。

國分委員長　　ここも鈴木委員，いかがでしょうか。

鈴木委員　　さきほど交雑してできあがったものが確認できればというお話しをさせていただきましたが，そこから考えたときに，交雑物の現物があるのであれば，その部分について確認ができるということから考えれば，これで妥当かなと思っています。

國分委員長　　賠償責任を書き込まなくてもよろしいですか。

鈴木委員　　私は書き込んでいただきたいと思って意見を出しておりますが。

國分委員長　　ここは委員の間でも意見が分かれるところですが，他にご意見いかがですか。

鈴木委員　　これは質問なのですが，例えば，栽培者が交雑を起こしてしまった，交雑が起きてしまったものに対して，被害を受けた方は，最終的には被害の賠償はどなたからもされないということになる訳ですよ，このままでは。

國分委員長　　請求することはできますね，法的な措置を執らなくても。自分のところの出荷できなくなったもの，一年分とかで試算して，いくら支払えと。支払わなければ裁判というのはあり得ます。それは当然そういうことになるでしょうね。もし交雑して，交雑したものが，それが理由で販売できなくなった，あるいは，価値が下がったということになれば，当然，個人で要求するでしょうし，それで解決できなければ裁判ですかね。そういうことになりますね。

鈴木委員　　そうなったときに，栽培者の責任ということに関して，例えばここで指針にきちんと書き込んであれば，被害を受けた方に関しては，指針に従って，きちんとそういうことがあるのではないかと，よりどころとする部分があると考えられます。

國分委員長　　要求の強さは出るかもしれませんがね。指針に書いてあるではないかと。指針ですので，条例に比べてあまり強くありませんが。もし書き込めば，県の立場として払いなさいと言っている訳ですよ。

三石委員　　どのような補償制度が適切なのかという議論を我々は全くしていません。いわゆる民事訴訟で単純にお金を払えという議論は誰でも思い浮かびますが，それだけではたぶん話になりません。例えば，一定の不確実性をもった技術でも科学技術の進歩のために進めていこうというのであれば，業界だとか栽培者が何かがあった時のために，一定のファンドを留保しておくとか，そういった可能性などを含めて，しっかりと議論しておく必要があります。

適切な審査をして問題なしとなったけれども、万が一、おかしなことが起こった場合には、栽培者もそれをぜんぜん知らなかったということもあり得ると思います。それでも栽培者に全責任を負わせるというのは、私は仕組みとしては無理があると考えます。そうなったときのために、例えば、価格の何パーセントかはしっかりと留保しておいて、何かあったときはそれを活用するとかが考えられますが、我々は補償制度そのものの議論は実はほとんどやっていません。ヨーロッパの国においてもかなり制度が違ってきますし、何が上手く機能しているかということ、しっかりと調べた上で進めた方がよいという気がいたします。そうでなければ、さきほど國分委員長が言われたように、単純に売ろうと思ったものが売れなくなったから、その分を補償しろというのは、現行の訴訟システムの中でできる訳です。恐らく、こうした話は、各国でいろいろ似たような状況が出始めていますから、その状況を見ながらの検討でないと難しいのかなという感じがいたします。

國分委員長　この指針の限界であるのかもしれませんが、そこまで踏み込んで書くべき性格のものなのかどうか、この指針が。お気持ちは私も100パーセント理解できますが。

鈴木委員　指針ではそこまでが限度であれば、その上の条例ということも。

國分委員長　それも議論になるかもしれませんが、今後。指針からもう少し制約のある条例にすべきだというご意見もまた今後出てくるかもしれない。

鈴木委員　指針の限界というお話をいただいたこともありますので、将来的にまだ数としては多くないうちに、まだゼロのうちにきちんとやれるところまで準備しておくのか、それともそれが一般的になってきたことを踏まえて、これをもう少し格上げして条例のような形できちんとした縛りというものを作り上げていくのかというのは、これからの課題ではないかと思います。消費者からすれば、きちんと縛りのあるものにしていただきたいというのが、いつもの心情です。

國分委員長　お気持ちは受け止めますが、今回は指針に記載しないということでご勘弁ください。

山田委員　アメリカのように実際にGMが食べられている社会と、日本のように、例えば味噌ではGMは駄目という社会的風土の中での問題とは違うのかなと感じはします。

國分委員長　国内での栽培はないのですが、研究的なもの以外は。実際の栽培はないのですが、我々はたくさん消費はしています。大豆に関していっても食用油はたくさん入っています。豆腐はどうですか。

山田委員　豆腐は入っていません。

國分委員長　ラベルに明記して、遺伝子組換えではないと書いているものがありますよ

ね。書いていないものは入っているのではないですか。

鈴木委員 不分別で入っていると思います。

國分委員長 私は実際は入っているかなと思っています。

山田委員 味噌では入っていないというのが通説です。豆腐はわかりませんが。そもそも指針では、そのような実害といいますか科学的な問題と社会的な影響を分けてやっていかないと、三石先生が仰るとおり難しいのかなという感じがします。消費者から見ると、確かに鈴木委員が仰ったとおり限りなく怖いというふうな印象は持っている訳ですよ。

鈴木委員 今お話があったように、アメリカではよく食べていると。日本でも食べていると思うんです。なおかつ、遺伝子組換え作物を摂取した場合の人間への影響の現れ方については、まだ研究の結果が説明されていなく、まだ動物実験の段階です。動物実験の場合、食べさせた期間によっては、無症状の期間もあれば、それ以上伸ばせば、症状が出てきたという症例もあるというふうに伺っています。そういうことから考えたときに、今、人間が食べていて何でもないから、将来的に大丈夫であろうという結論には私はならないというふうに思っています。やはりそのところで、遺伝子組換えについて、これから何十年か先に現れるであろうかもしれないその結果についても、その不安部分をなるべく取り除くような形の指針もしくは条例ということ、ここできちんと考えていった方がよいのかなというふうに思っています。

國分委員長 1996年ですか、遺伝子組換え作物の実用栽培が始まったのは。ほぼ20年近く。膨大な動物実験な訳です。アメリカ大陸では、今や大豆はほとんどが遺伝子組換え、90パーセントを超えましたかね。トウモロコシは半分くらい、ワタやナタネも遺伝子組換えが主体になっている。

話を戻しまして、経済的被害への補償については、指針の枠を超えているのかなという印象がありまして、ここに書き込むのは現段階では無理と考えるのか。指針のフレームの中に入らないのかなという気がします。そのように整理させていただきます。よろしいでしょうか。（委員了解）

次に、不測の事態への対応については、もし何か起きた場合は、栽培者が知事へ報告するというのと、県の確認調査時にモニタリングをするということですが、これはよろしいかと思いますが、ご意見ございましたら。

坂井委員 これ以外でもよろしいですか。

國分委員長 はい。

坂井委員 栽培計画書に記載する収穫物の出荷先ですが、記載すれば、どこでもよろしいのでしょうか。

國分委員長 あまりそういうことは、想定していませんでしたね。

事務局 県の方で販売先を規制することは考えておりません。

坂井委員 例えば、農協とか商社などが販売先として出てくると思いますが、名前を聞いたことがないような会社であっても計画書に記載していればオーケーということでしょうか。

事務局 後ほど説明いたしますが、県では、どのようなところに出荷したのか証明できる書類の提出を求めるとしております。そうすれば、出荷先を把握することができます。ただし、その出荷先が適正なのかどうかまでの判断はいたしかねます。

國分委員長 氏素性がわからないところに出荷されると、後で追跡できないということですか。

坂井委員 そうですね。作る人は必ず出荷先を見つけてからでないといけないと作れません。例えば、委託を受けるとか。作りたいと思って、ただ作るものではないと思います。ただそういうときに、作ってください、はい、作りましょうというふうになってよいものなのかなと感じます。

國分委員長 この指針の精神は、遺伝子組換え作物を栽培する際に交雑のおそれがあるときには、しっかりと調査をなささい、あるいは防止しなさいと。従って、売り先についても、きちんと報告しなさいというものです。どこに売りなさいとか、どこは駄目ということは、できないでしょうね。

事務局 国で栽培を認めた遺伝子組換え作物であれば、どこに出荷して、どのように使われようが、出荷先において、きちんと表示をして利用、販売するのであれば、制限はできないと考えます。

農産園芸環境課長 農産物については、トレーサビリティという制度がありますので、一般的にどこかでトラブルがあったときに、きちんと生産者までトレース、遡及できるような仕組みがありますので、活用できればと思います。

國分委員長 よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
それでは、次に、具体的に指針に落とし込んだ内容について、事務局から説明願います。

事務局 資料3をご覧ください。資料の左半分には指針を、右半分には手引きを掲載しています。また、それぞれの同じ項目が横に並ぶよう配置しています。今回、指針や手引きに追加記載する部分や文言修正する部分は赤字または青字としており、また、削除する部分は赤色で二重の取り消し線を付しています。上から順番に、ある程度項目を区切りながら説明して参ります。

まず、指針の第1「趣旨」の部分ですが、ここでは、遺伝子組換え農作物、一般農作物という記載から「農」の字を削除します。趣旨の前段では、国の法律であるカルタヘナ法に関して記載しております。農林水産省では「農作物」という表現を使用していることから、この部分だけ、本県の指針でも「農

作物」という記載にしていたのではないかと思われますが、カルタヘナ法は農作物に限定するものではないこと、また、本県指針ではこの箇所以外は「作物」と記載していることから「農」の字を削除し、「作物」に統一したいと思います。

次に、手引き第4「栽培に関する説明会の開催と情報の提供」の項目ですが、第1項には、遺伝子組換え作物を栽培する際の説明会の対象範囲を(1)から(5)に記載しております。そのうち(5)は「栽培地等を管轄する市町村及び生産者団体等」と記載されていますが、指針第4の第2項には「農業団体」と記載されていますので、手引きも「農業団体」に統一したいと思います。

次に、2ページになりますが、指針第4の第3項「栽培に関する表示」の項目ですが、栽培者は栽培ほ場に看板を設置し、栽培内容を周知することとしており、その設置期間について、現状では「栽培開始から収穫終了まで」としてしております。これを収穫終了までではなく、栽培終了に変更し、この栽培終了というのは、収穫が終了し、ほ場の残さ処理が終了するまで、としたいと思います。関連して、手引きに記載の看板の記載例について、栽培期間を具体的に日にちを記載するようにし、また、ほ場の面積を記載するように変更したいと思います。

まず、この3件に関して、ご検討をお願いいたします。

國分委員長 いかがでしょうか。農作物と作物。作物の方が範囲が広い。作物の中に農作物があって、それ以外の作物がある。広げた方がよいかもしれませんね。もっと広げるなら植物ですが、そこまで広げる必要があるか。作物というのは、人間が改良を重ねて農作物ということですが、ひょっとして野生の植物に関して、ぽっと、研究者が遺伝子組換えでおもしろいものを出した。それはまだ作物と呼べないかもしれない。そんなのが趣味の世界で入って来て、珍しい花だとか、それも含めるなら植物ですが、そこまではやらなくてよいでしょうね。どうでしょうか。作物と範囲を広げたのはよいと思いますが。

事務局 本県の指針で対象とするのは、国から第一種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物になります。

國分委員長 よろしいでしょうか。（委員了解）
次に、農業団体、生産者団体については、どうですか。消費者団体は説明会の対象になっていましたか。

事務局 対象として明記はしておりません。「等」に含むと解釈することはできません。

國分委員長 主として生産者に近い方が対象とですね。いかがでしょうか。
よろしいですか。（委員了解）
次に、看板の設置期間は、これで明確になりますね。これまでは、ほ場の残さ処理まで言及していませんでしたね。栽培期間も年月日まで明記し、面積も明記すると。この辺はよろしいかと思えますが。よろしいでしょうか。
（委員了解）

それでは、次、説明願います。

事務局

交雑確認調査の実施に係る部分を一括して説明いたします。これに係る記載は数箇所に分かれますので青字としています。3ページをご覧ください。指針第5の交雑防止措置には、第1項に「隔離距離による交雑防止措置」、第2項に「隔離距離によらない交雑防止措置」が記載されています。今回、第3項として「交雑確認調査」を追加します。その記載内容としては、

- (1) 栽培者は当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物との交雑の有無を確認するための調査を実施すること。また、調査終了後、速やかにその結果を知事に報告すること。
- (2) 交雑確認調査の方法は、別に定める。
- (3) 栽培者は、知事が実施する交雑確認調査の結果の検証のために、必要な資料や情報等を提供すること。

以上の内容を追加します。併せて手引きには、第7を「交雑防止措置」に変更し、第1項に「隔離距離による交雑防止措置」、第2項に「交雑確認調査」とし、その内容としては、

- (1) 交雑防止措置により、交雑が適確に防止されていたか確認するために、栽培者は交雑確認調査を実施すること。
- (2) 交雑確認調査の方法は、栽培者が作成する栽培計画書に記載された内容について、遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会の意見を聴いた上で、栽培計画書の審査結果により栽培者へ通知する。
- (3) 「隔離ほ場での試験栽培」として国から承認された遺伝子組換え作物を栽培する場合は、特に厳密な交雑確認調査を実施すること。
- (4) 交雑確認調査の実施に必要な費用は、栽培者が負担する。
- (5) 栽培者は、交雑確認調査を第三者（民間の調査・分析機関）に委託して実施することができる。

以上の内容を追加記載します。

関連して2ページに戻りますが、手引き第6の第2項「栽培管理責任者は以下のことに対応すること」の中に「交雑確認調査の実施に関すること」を追加し、栽培管理責任者の対応事項の一つに明確に位置づけたいと思います。指針の第4項「栽培管理責任者の設置」ですが、ここでは、栽培者は栽培管理責任者を置き、次に掲げること及び第5（交雑防止措置）及び第6（混入防止措置）に掲げることを行うとしており、さきほど説明した指針の第5（交雑防止措置）に交雑確認調査の実施が含まれていますので、この第4項では修正はありません。

もう一つ関連して4ページになりますが、指針の第7「県の管理体制の整備」の項目ですが、第1項には、知事が栽培計画書を受理した場合、その計画が本指針の主旨に添う計画であるかどうか検討することとしています。その検討内容の一つに(6)として「交雑の有無を確認するための方法」を追加したいと思います。また、第2項ですが、知事は栽培計画書のとおり実施されているか現地確認調査を行い、計画に反して栽培されている事項があれば、調査結果を「速やかに」評価委員会へ報告することに変更します。

そして、第4項には新規追加として、「栽培者が実施する交雑確認調査の結果の信頼性を確保するため、知事はその内容を検証できるものとする。また、知事は調査結果の検証にあたっては、評価委員会又は専門家の意見を聴くも

のとする」を追加したいと思います。

以上、交雑確認調査に関して、ご検討をお願いいたします。

國分委員長　　ここは肝心な部分ですので、これでよろしいでしょうか。ご意見を申し上げます。

西尾副委員長　　隔離ほ場での試験栽培では、厳密な交雑調査の実施を求めることを手引きに追加することとしていますが、必ずしも花粉の飛散調査を求めているという理解でよろしいですか。

事務局　　はい。花粉の飛散調査の実施は求めておりません。

西尾副委員長　　次の世代に花粉の影響で組換え遺伝子に移ったかどうかを厳密に確認すればよいということですか。

事務局　　はい。交雑しているかどうかを厳密に確認するということです。

國分委員長　　議論したかどうか記憶が定かではありませんが、指針第5条第3項の交雑確認調査に「(1)栽培者は当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物」と書いてあります。近縁の野生種との交雑が問題になるのですが、実際に問題になるのは大豆が一番多いです。組換え大豆からそうでない大豆へ行くとまずいのですが、ブリッジというか、近縁野生種でツルマメに容易に移りまます。ツルマメは日本に自生しています、大豆の栽培地帯にも。日本にもし遺伝子組換え大豆が来た時に一番可能性があるのは栽培種ですが、次に可能性があるのは野生種を介して別な栽培種もあり得るので、そこまで調査を求めるとか、ちょっと気になりました。

西尾副委員長　　今の問題は生物多様性影響の問題で、環境省や農林水産省の委員会でよくやっていて、私もかつてそのメンバーでした。その場合はそこでやっているのですが、県の場合はどちらかというと、近隣の農家がどういう被害を被るかということを重視しています。ツルマメに移ったことによって、生態系に影響を及ぼすということが、そこまで県が所掌する必要があるのかどうか。

國分委員長　　生物多様性の問題もありますし、それを一世代経由してまた栽培、近隣のものに移るといったケースがあり得るだろうと。Aさんの栽培した大豆から、そのそばのツルマメに移って、隣の大豆栽培に移ったというのは、可能性としてあり得ると。ブラシカもそうですよね。そこまで求める必要があるのかどうかという気がしましたが、そこを議論したかどうか記憶が定かではありません。私の提案としては、指針に記載するのは「一般作物等」もしくは「一般作物・近縁野生種」。近縁野生種まで入れると大変なので、そこをどうしようかと思いました。そこまで書き込む必要があるのか。可能性としてはある。

西尾副委員長　　ツルマメの場合は、たぶん低いでしょうけれども、アブラナの場合はかなりあり得ます。

國分委員長　それが今、野生化しているものもあります。それもケースバイケースで判断するというのであれば、評価委員会が意見を申し上げることができるということであれば、一般作物と限定せずに、あるいは近縁野生種と付けてもいいのかなという気はします。一般作物等とすれば、栽培者がそこまで求められていないと言い逃れるかもしれないので、評価委員会がそのケースの場合には、近縁野生種もあり得ると言えるのかなと思いました。そのようなことも含めて「等」を加えたらどうかと思います。少し危険性があると思われる作物に関しては、評価委員会から一般作物以外に近縁野生種も調査しなさいと言える訳です。

事務局　栽培計画書の審査の際には、評価委員会からご意見をいただきます。

國分委員長　「等」を一字加えたらどうでしょうか。

三石委員　似たような話で、手引きの交雑確認調査の(5)で、「第三者(民間の調査・分析機関)」と限定していますが、例えば他県の分析機関などもありますので、ここも「等」を入れた方がよいと思います。民間に限定する必要はないと思います。

國分委員長　両方とも「等」を入れましょう。

三石委員　指針第7条第4項で「知事は調査結果の検証にあたっては、評価委員会又は専門家の意見を聴く」としていますが、この意図を教えてください。その都度、評価委員会を開催するのではなく、専門家でやるということでしょうか。

事務局　基本的には、本評価委員会のご意見を聴くものと考えております。

國分委員長　専門家の意見を指針に付ける必要があるかどうか。評価委員会だけで済むのであれば。

三石委員　栽培計画書や実績書については、指針で「原則として有識者等による評価委員会を開催して意見を聴くものとする」となっているのに、ここで敢えて専門家の意見とすることに、何か意図があったのかなと思いました。

事務局　他県などの指針を参考に記載し、特段の意図があった訳ではありません。

三石委員　「評価委員会又は必要に応じて専門家の意見を聴く」という形ではないでしょうか。

國分委員長　「専門家」の文言を抜いたらどうですか。

事務局　削除することにいたします。

國分委員長　他にいかがでしょうか。

よろしいですか。「等」を加えたのが二箇所、あとは「専門家」を削除することになりましたが、よろしいでしょうか。(委員了承)
それでは、次の検討項目を事務局から説明願います。

事務局 資料3の「不測の事態への対応」について説明します。指針の第4「栽培に当たって遵守すべき事項」の第6項に「不測の事態への対応」を追加記載します。内容としては、

(1)栽培者は、交雑又は混入が発生した場合など不測の事態やそのおそれがある事態が発生した場合は、直ちにその拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、発生状況及び措置内容を知事に報告し、その指示に従うこと。

(2)措置の実施後は、不測の事態等が発生した原因及び措置の実施結果を知事に報告すること。

また、併せまして手引きには第9として次の内容を追加記載します。

1 交雑又は混入が発生した場合、そのおそれがある事態が発生した場合には、栽培者は直ちにその拡大を防止するための措置を講ずるとともに、速やかに交雑や混入が発生した状況や緊急的に実施した措置内容等を知事に報告し、その指示に従うこと。

※印のそのおそれがある事態が発生した場合とは、暴風警報が発令されたにも関わらず、花粉の飛散を防止する措置が執られない場合などを想定しています。

2 栽培者は、措置の実施後、交雑や混入が発生した原因を究明するとともに、当該作物の生産や流通等において混乱が生じないよう対応し、その結果を知事に報告すること。

3 栽培者は、前項の知事への報告内容を第4第1項の栽培に関する説明会の対象者へ報告すること。

4 栽培者は、不測の事態等が発生した場合の県等関係者への連絡体制や方法を事前に定めること。

以上のとおり、指針、手引きに追加記載したいので、ご検討お願いいたします。

國分委員長 ここは、不測の事態の際には速やかに対策を取り、かつ、報告をすることになると思います。

坂井委員 手引き第9条第3項ですが、栽培者は知事への報告内容を栽培に関する説明会の対象者へ報告することとありますが、文書でも何でも方法はよいということですか。

事務局 報告の方法は限定しません。説明会を開催するなり、文書を配布するなりで、周辺の関係者にお知らせするということです。

西尾副委員長 おそれのある事態が発生した場合として、暴風警報を挙げていますが、例えば前日くらいに暴風警報が出されて、対応するといっても間に合わないのではないのでしょうか。対応方法としても、風が吹いている中で現実的に可能なか疑問があります。また、栽培者から報告されても県で急に対応できるのでしょうか。例えば、夜にそのような報告がされた場合、むしろ県側の責

任になってしまうかもしれません。

國分委員長 栽培者は県に報告し、その指示に従うとしており、指示を待っていますね。難しい面はありますね。開花期に暴風が来ると、花粉の飛散防止の手立てはないですね。県に報告することはよいが、必要な措置を講ずるところが、具体的にないかもしれません。県も指示を求められてもお手上げになるかもしれない。

事務局 最終的には栽培ほ場をすき込むなどするしか方法はない。

國分委員長 最後の手段として、それはありますね。一気に刈ってしまうと。100ヘクタールだったらどうしますか。

事務局 将来、大豆などでは可能性はありますね。

國分委員長 しかも雨が降り始めた時に。

西尾副委員長 雨の場合はむしろ必要ありません。花粉が駄目になりますから。問題は風だけです。

山田委員 実際、アメリカなどでは94パーセントくらいは遺伝子組換えと言われていますよね。6パーセントが非遺伝子組換えと言われている中で、非遺伝子組換え大豆を生産している訳ですが、これの防止策というのは、どのようにしているのですか。

國分委員長 私が知っている知識では、ある集落が特別契約で例えば日本の商社などとまとまった面積、ブロックでやっています。そこでは非遺伝子組換えでやるというのが、一番まとまった買い方のようです。

山田委員 逆の場合はどうですか。

國分委員長 モザイク状の場合は、ある一定の距離をおいてもらって、場所によって違うようですが、10メートル、20メートルと。その中間にはバッファの作物をおいて、そこは出荷しない。いろんな手があるのですが、大きくはその二つです。集落で契約する、あるいは、緩衝地帯の作物を植える。それも完全ではないです。1、2パーセントの交雑はあり得る、許容の中で。

山田委員 指針には安全と安心があるのだと思いますが、安全ではあるが安心の部分はカバーできないと考えてよろしいのでしょうか。

事務局 この指針は、遺伝子組換え作物を栽培するに当たり、県民の不安を軽減するという趣旨ですので、安全にも安心にも配慮したものです。

國分委員長 どちらかというと安心の方でしょうね。安全というのは、議論すると意外と難しいものです。遺伝子組換え作物が即、危険かという議論になると、い

ろんな見方があります。

山田委員 国では各種評価を行い、安全であると言っていますが、それがなかなか進んでいかない。

國分委員長 遺伝子組換えを推奨する人たちは、農薬を減らしたと。例えば耐虫性の遺伝子組換え作物を栽培すれば、一般栽培の方が農薬をたくさん使って、健康には危険かもしれないという言い方もあるから、一概に遺伝子組換えが危険だとは科学的には言えない訳です。

坂井委員 交雑又は混入が発生した場合というのは、風だけではなく、様々なことが考えられます。例えば、開花期にほ場に狸が入ってしまったなど、いろいろなことが。そのおそれがある事態となれば、もういろいろなことが考えられます。

國分委員長 狸よりも蝶や鳥が来て、花粉を付けて行くことがあります。

坂井委員 こちらの地域だと、トウモロコシ畑に熊が来ることがある。

國分委員長 ここは現実的に考えると難しいです。

事務局 手引き第9条の※印の注釈は削除いたします。また、「栽培者は知事に報告し、その指示に従うこと」の部分は「知事に報告すること」にしたいと思えます。

國分委員長 その方がよいと思います。「拡大を防止するために必要な措置を講ずる」というのは、栽培者の心構え、具体的に何があるかは難しいところがありますが、残してもよいような気がします。不測の事態への対応については、それでよろしいでしょうか。(委員了解)
次の項目について、事務局から説明願います。

事務局 混入防止措置について説明します。まず、指針の第6ですが、混入防止措置の内容は、現状では、栽培者は遺伝子組換え作物が他の一般作物に混入しないよう、種苗の分別管理、機械施設の洗浄及び清掃、収穫物の管理並びに栽培ほ場の残さ処理など、適切な混入防止措置を講じることとしております。これに赤字部分の「衣服や靴への付着物除去」を追加したいと思います。併せて、手引きの第8「混入防止措置」の第3項に「衣服や靴への付着物除去」の項目を追加し、次の内容を記載します。
遺伝子組換え作物の栽培に従事する者の衣服や靴に付着した土又は遺伝子組換え作物が、当該栽培ほ場の外部に流出することがないように払い落とし、洗浄等による除去を徹底すること。
続いて、後作の収穫物の扱いについてですが、混入防止措置の第2項に、次の内容を追加します。
遺伝子組換え作物を栽培したほ場において、次期作又は次年度作として栽培した作物の収穫物は、前作の遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の処理を行うこと。

併せて、手引きの混入防止措置の第6項も指針と同様に訂正するとともに、(2)には「次期作又は次年度作として栽培した作物の収穫物を一般作物の収穫物として処理しようとする場合は、前作の遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由を栽培実績書に記載すること。」の文面を追加し、「混入しない明確な理由」を県に提出するようにしたいと思います。

次に、指針の第8「指針の遵守」の項目ですが、ここでは無届け栽培をした場合の県の対応を記載しています。無届け栽培者には指針を遵守するよう要請しますが、従わない場合は、無届け栽培者であることを公表し、栽培の中止を要請します。併せて、種苗業者に対して種苗の提供を停止するよう要請しますが、現状では、「種子」と記載しておりましたので、「種苗」に訂正いたします。

以上について、ご検討をお願いいたします。

國分委員長 それでは、いかがでしょうか。

ちょっと気になったのは、手引き第8条第6項で「前作物の遺伝子組換え作物を开花前に抜き取る場合」というのは削除するのではなかったでしょうか。指針では削除しましたが。

事 務 局 指針からは削除しましたが、手引きには具体的に記載しておきたいと考えました。

國分委員長 要らないです。削除した方がよいという議論でしたので。

事 務 局 それでは、手引きの第8条第6項の(1)の内容は指針と同じになりますので、(1)そのものを削除したいと思います。

國分委員長 (1)は要りませんね。他にいかがでしょうか

渡 部 委 員 指針第6ですが、「機械施設の洗浄及び清掃」となっていますが、農業資材、例えば、トンネルやマルチの他、農具という部分、鍬やスコップ、これらは入っていないという勝手な判断をされるのかと思います。

農産園芸環境課長 農業資機材ですか。

國分委員長 機械・施設・資材。

事 務 局 そのように修正いたします。

渡 部 委 員 一つ気になって調べたのですが、種苗業者ということで、農林水産省で種苗業者の届出の制度があるのですが、ホームセンターはそれに入りません。今現在、ホームセンターで遺伝子組換え作物の販売はないと思いますが、将来的なことを考えると、ホームセンターでも大豆などはあり得るのかなとちょっと思います。

國分委員長 指針第8には「種苗業者等」となっているので、届出をしている業者でなく

でも含みますよね。

渡部委員 今はいろんなところで売れるようになっています。

國分委員長 ネットで買えますね。

渡部委員 ワタは危険です。

國分委員長 ここの種苗業者は資格のあるもの、承認されているものに限定していないので、広く捉えていいのではないのでしょうか。他に、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）
それでは、様式の見直しについて、事務局から説明願います。

事務局 時間が少なくなってきましたので、各種様式の見直しについては、主なところを説明いたします。まず、栽培計画書の様式の栽培管理責任者氏名・連絡先の欄ですが、どのくらいの人数が栽培に従事するのか把握するために、栽培従事者一覧を添付することにします。

次に、栽培期間の欄ですが、は種量、植付け本数、予定収穫量について、単位当たり数量を記載することとしています。実際に使用する合計数量も記載することにします。

種苗の欄の購入量ですが、購入量を確認するために、納品書や予約伝票を添付することにします。

同種栽培作物との距離の欄ですが、交雑のおそれのある同種野生種との距離も記載することにします。また、位置関係がわかるように周辺地図を添付することにします。

交雑の有無の確認の欄ですが、調査方法、確認方法を具体的に記載するようにします。また、調査を委託する場合は、委託先を記載することにします。

収穫物の欄の出荷先ですが、出荷予定量を記載することにします。

次期作、次年度作のほ場利用計画及び後作の収穫物の扱いの欄ですが、後作の収穫物の扱いをどうするのか記載することにします。

続けて、栽培実績書の様式について説明します。は種、定植、収穫実績の欄に、残さ処理終了日を記載することにします。

種苗の欄ですが、購入量、使用料、在庫量がわかるようにそれぞれ記載することにします。

交雑の有無の確認の欄ですが、調査結果のデータや資料を添付することにします。

収穫物の欄の収穫量については、規格外を含む収穫総量で記載することにします。

出荷先については、出荷先、出荷量を確認できる書類を添付することになります。

続いて、栽培チェックリストの見直しについて説明します。このチェックリストは、栽培者が使用する他、事務局が現地確認調査を実施する際に、このチェックリストに基づき確認を行うものです。

まず、種苗の購入の項目を追加します。確認事項には、「遺伝子組換え作物の種苗購入(入手)先、購入日、購入量、ロット番号等がわかる納品書等の写

しを知事に提出しましたか」を追加します。

収穫物等の管理の項目に、確認事項として、「出荷の際の荷受書の写しを知事に提出しましたか」を追加します。

「交雑の確認」の項目を追加します。確認事項としては、「交雑の有無を確認するための調査を実施しましたか」と「確認調査の結果を知事に提出しましたか」とします。

混入防止の種苗の項目に、確認事項として、「野鳥、小動物が侵入できる隙間はありませんか」を追加します。

最後の部分になりますが、「後作の収穫物」の項目を追加し、確認事項は「次作の収穫物は、遺伝子組換え作物の収穫物と同様に処理することを理解していますか」とします。

以上、様式、チェックリストの見直しについて、ご検討をお願いいたします。

國分委員長 いろいろな項目がありましたが、いかがでしょうか。

坂井委員 「同種野生種との距離」を記載することにはしていますが、おそらく、計画書を提出する段階では、同種野生種の確認はなかなかできないです。前年度から確認しておく必要があるということですか。

事務局 栽培計画書を県に提出するのは、栽培開始の数箇月前ですので、確かにその段階で記載するのは難しいかもしれません。

國分委員長 同種か異種かの判定も難しいですね。

事務局 この記載項目は削除した方がよいかもしれません。

國分委員長 あってもよいかもしれません、わかれば、例年。全部記載できないかもしれないけど、あった方がよいと思います。さきほども議論になったようにブラシカにしろグリシンにしろ近縁の野生種も含めて周辺にあると拡散の可能性はある訳です。それをわかっていれば記載してもらった方が情報としてはよいのではないのでしょうか。

西尾副委員長 種と言うと難しい。ツルマメは違う種と書いてあるけど交雑する訳です。

國分委員長 本によっては異種扱いの本もあるし、ツルマメは大豆と同じ種とする人もいる。だから、ここを厳密に書くのであれば同種・近縁野生種とすればよい。

西尾副委員長 野生種という言葉は、ちょっと難しいのです。栽培植物のエスケープが、それは野生種かということ野生種ではない。アブラナ類は栽培植物のエスケープは結構多いのです。

國分委員長 同種・近縁種とすれば、どうですか。

西尾副委員長 それだとよいです。

三石委員 収穫物の出荷先の項目に、出荷予定時期を入れた方が良いと思います。一日で出荷する場合もあるだろうし、何日にもわかる場合もありますが、計画なのでそのような情報があつた方が良いのではないのでしょうか。

西尾副委員長 チェックリストの交雑防止で、もともとはアブラナ類としていたのをアブラナ科に変えられている。アブラナ科というと、これはタネツケバナとかナズナとかそういうものもアブラナ科の雑草です。それがかなり多いのですが、そういうところまで注意する必要があるかということもありますので、アブラナ類の方が妥当ではないかと思います。

また、「周辺のアブラナ類に注意しましたか」という項目は、アブラナ科の遺伝子組換え作物を栽培する場面だけで必要な質問であつて、イネとか大豆を栽培する人がこの項目を見ると、何でこんなことを答えなければいけないのだろうと思います。

國分委員長 大豆であれば、ツルマメに注意しましたかという質問になりますね。その辺も含めて、「周辺の同種・近縁種植物に注意しましたか」にした方がいいですね、アブラナだけの問題ではないので。

他に、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

全体を通して、どうでしょうか。指針では収めきれないようなご意見があつて、そこは取り入れることができなかつたのですが、他はだいたい合意できたのかなと思います。

渡部委員 手引き第7の交雑防止措置で、「同種栽培作物等との隔離すべき距離」という表現ですが、これでよいのかなと気になります。

西尾副委員長 同種栽培作物等と「等」が入っている。

國分委員長 そこは出てきたところで判断するというのであれば、「等」を入れておいた方がよいかもしれませんね。

西尾副委員長 この隔離すべき距離に関しては、だいぶ以前にこれを作つたときからそのままなのですが、これは難しい。これをここでなかなか議論できない。

國分委員長 関連するところが何箇所かあるので、そこは少し広めに「同種」と限定せず書き込んでいただいて、今、文言かなり直したので、これを事務局で整理していただいて、各委員へメール送信し、チェックしていただくと。確認していただいて、それで最終版とする。4月1日の改正に間に合うように頑張ってください。

そのようなことで、よろしいでしょうか。文言を何箇所かご指摘いただいて、ほぼ合意得られたと思いますので、事務局で最終案を作ってください、確認のメールを送っていただくと。以上で、指針の見直しは終了になりますので、これで議長の任を解かしていただきます。

4 その他 司 会

國分委員長，ありがとうございます。次第4の「その他」ですが，事務局からは用意はありませんが，さきほど事務局から説明したとおり，栽培指針と手引は4月1日付けで改定するように手続きを進めて参ります。また，次回の委員会ですが，平成27年度は県内の開放系ほ場において，遺伝子組換え作物の栽培計画は今のところありませんので，例年9月に評価委員会を開催しておりましたが，今回は未定とさせていただきます。委員の皆様から，ご意見，ご質問ありませんか。（意見等なし）

それでは，閉会にあたり，農産園芸環境課長からご挨拶を申し上げます。

5 閉 会

農産園芸環境課長

本日は大変貴重なご意見をたくさんいただき，ありがとうございます。この指針の趣旨にございますように「公正の確保と透明性を図るとともに，県民の不安を軽減するために」というこの言葉が大変重いなということを改めて感じました。100パーセント不安を払拭することはできませんが，できる限り不安を軽減するために，委員の皆様には大変真摯にご意見をいただいたこと，ありがたく思っております。お陰様でより良い指針になったと自負したいと思っております。本日はありがとうございます。

司 会

本日の議事録につきましては，後日，事務局より内容の確認をさせていただきますので，よろしくご願ひ申し上げます。以上をもちまして，平成26年度第2回遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会を終了いたします。

以 上